

糖尿病、高血圧、脂質異常症(コレステロールや中性脂肪) のいずれかで通院している患者様へ

厚労省が発表した診療報酬改定により、
糖尿病、高血圧、脂質異常症(コレステロールや中性脂肪)のいずれかで
通院している場合、2024年6月以降、「生活習慣病管理料」を算定します。

「生活習慣病管理料」を算定する該当の患者さんには、
医師からきちんと説明いたします。変更点は、以下の通りです。

- 窓口負担額が変わります
- 患者さんの日頃の生活習慣を医師が確認し、
必要であればアドバイスをいたします
- 生活習慣病の治療に関する療養計画書を定期的にお渡しします

当院では患者さんの状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うこと、
リフィル処方箋を発行することのいずれの対応も可能です。
長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて
担当医が判断致します。

ご理解の程、どうぞよろしくお願い致します

山鹿温泉リハビリテーション病院